公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告

一宮市告示第　497　号

下記により差押財産の公売をするので、地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和　8　年 11 月　5　日

一宮市長　　中　野　正　康

	売却区分番号	公売財産 名称・性質・所在・その他	数量	公売保証金(円)	見積価額(円)（最低入札価額）
公売財産・公売保証金・見積価額	S1	いちい信用金庫の出資200口（1口50円）の持分10，000円分	1	10,000	10,000
	S2	いちい信用金庫の出資200口（1口50円）の持分10，000円分	1	10,000	10,000
	S3	いちい信用金庫の出資200口（1口50円）の持分10，000円分	1	10,000	10,000
	S4	尾西信用金庫の出資20口（1口500円）の持分10，000円分	1	10,000	10,000
	S5	尾西信用金庫の出資60口（1口500円）の持分30，000円分	1	30,000	30,000
	S6	尾西信用金庫の出資20口（1口500円）の持分10，000円分	1	10,000	10,000
	S7	尾西信用金庫の出資20口（1口500円）の持分10，000円分	1	10,000	10,000
	（注）上記の売却区分番号ごとに公売しますから、入札書は売却区分番号にそれぞれ別紙としてください。				

公売方法	入札	
公売日時	入札	2026年12月2日（水）　14時00分から14時30分まで
	開札	2026年12月2日（水）　14時30分
公売場所	一宮市役所　本庁舎8階　801会議室	
売却決定	日時	2026年12月9日（水）　13時30分
	場所	一宮市役所　本庁舎3階　財務部納税課
代金納付期限	2026年12月9日（水）　14時00分	

その他事項

1　買受人の資格要件として、国税徴収法第92条及び第108条に該当する者は買受人になれません。

2　公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。

3　その他の公売条件については、別紙「その他の公売条件」をご覧ください。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申出書により、その内容を申し出てください。

その他の公売条件	
開札の方法	入札書は、入札者の立会いのうえ、その面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないとき、又はいても立ち会わないときは、納税課所属の他の職員を立ち会わせて開札します。 （国税徴収法第101条第3項）
入札による最高価申込者の決定	最高価申込者の決定は、入札書の入札価額欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である者に対して行います。 （国税徴収法第104条）
買受人の制限	公売保証金の提供を要する場合で公売保証金の提出がないとき、その他公売公告の条件に違反した場合又は国税徴収法第92条及び第108条の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
追加入札と抽選	買受人となるべき最高価申込者が2人以上ある場合には、同価の入札者間で追加入札をして最高価申込者を定め、追加入札の価額がなお同価のときは、抽選をもって最高価申込者を決定します。なお、追加入札する場合の公売保証金については、当初に提出した公売保証金をもって充当しますから再度提出する必要はありません。 （国税徴収法第104条）
追加入札と棄権	追加入札をすべき者が棄権したとき、棄権した者については、当初の入札価額をもって入札があったものとみなします。
抽選と棄権	抽選をすべき者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。
再度入札	入札に際して入札者（せり買申込者）がない場合には又は見積価額に達した入札者がない場合には、引き続き再度入札を行うことがあります。 （国税徴収法第102条）
入札者の制限	入札者が一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。 （国税徴収法第101条）
権利移転の時期	買受代金完納の時とします。 （国税徴収法第116条）
引き渡しの方法	市役所又は公売場等に引き揚げた財産は、買受代金納付と引き換えに現物を引き渡します。その他の動産については、買受人は買受代金完納後、保管者から直接引き渡しを受けてください。もし、保管者が現物の引き渡しを拒否しても市は引き渡しの義務は負いません。 （国税徴収法第119条）
最高価申込者決定の取り消し	国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者が入札をしたときは、その入札がなかったものとしてその決定を取り消すことがあります。
売却決定の取り消し	買受人が買受代金を納付期限までに納付しないとき、又は買受代金を納付する時までに納税者が滞納市税等を完納したとき、及び買受代金納付後でも売却決定を取り消すべき理由があるときは、売却決定を取り消します。 （国税徴収法第115条、第117条）
売却代金を納付しない場合の保証金の帰属	最高価申込者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金はその公売に係る市税等に充当します。なお、国税徴収法第108条の規定により最高価申込者の決定又は売却決定を取り消されたときは、市に帰属します。
公売保証金の買受代金への充当	公売参加者などは、買受人などとなり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

売却区分 番　　号	Ｓ１	見積価額 （最低入札価額）	10,000 円
		公売保証金	10,000 円
公 売 財 産	いちい信用金庫出資金 出資200口（1口50円）の持分10，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 (1)いちい信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 (2)いちい信用金庫の地区内に事業所を有する者 (3)いちい信用金庫の地区内において勤労に従事する者 (4)いちい信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 およびいちい信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたってはいちい信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、いちい信用金庫総務部までお問合せください。なお、いちい信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		

売却区分 番　　号	Ｓ２	見積価額 （最低入札価額）	10,000 円
		公売保証金	10,000 円
公 売 財 産	いちい信用金庫出資金 出資200口（1口50円）の持分10，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 (1)いちい信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 (2)いちい信用金庫の地区内に事業所を有する者 (3)いちい信用金庫の地区内において勤労に従事する者 (4)いちい信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 およびいちい信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたってはいちい信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、いちい信用金庫総務部までお問合せください。なお、いちい信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		

売却区分 番　　号	Ｓ３	見積価額 （最低入札価額）	10,000 円
		公売保証金	10,000 円
公 売 財 産	いちい信用金庫出資金 出資200口（1口50円）の持分10，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 (1)いちい信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 (2)いちい信用金庫の地区内に事業所を有する者 (3)いちい信用金庫の地区内において勤労に従事する者 (4)いちい信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 およびいちい信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたってはいちい信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、いちい信用金庫総務部までお問合せください。なお、いちい信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		

売却区分 番　　号	Ｓ４	見積価額 （最低入札価額）	10,000 円
		公売保証金	10,000 円
公 売 財 産	尾西信用金庫出資金 出資20口（1口500円）の持分10，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 （1）尾西信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 （2）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者 （3）尾西信用金庫の地区内において勤労に従事する者 （4）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 および尾西信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたっては尾西信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、尾西信用金庫総務部までお問合せください。なお、尾西信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		

売却区分 番　　号	Ｓ５	見積価額 （最低入札価額）	30,000 円
		公売保証金	30,000 円
公 売 財 産	尾西信用金庫出資金 出資60口（1口500円）の持分30，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 （1）尾西信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 （2）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者 （3）尾西信用金庫の地区内において勤労に従事する者 （4）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 および尾西信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたっては尾西信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、尾西信用金庫総務部までお問合せください。なお、尾西信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		

売却区分 番　　号	Ｓ６	見積価額 （最低入札価額）	10,000 円
		公売保証金	10,000 円
公 売 財 産	尾西信用金庫出資金 出資20口（1口500円）の持分10，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 （1）尾西信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 （2）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者 （3）尾西信用金庫の地区内において勤労に従事する者 （4）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 および尾西信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたっては尾西信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、尾西信用金庫総務部までお問合せください。なお、尾西信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		

売却区分 番　　号	Ｓ７	見積価額 （最低入札価額）	10,000 円
		公売保証金	10,000 円
公 売 財 産	尾西信用金庫出資金 出資20口（1口500円）の持分10，000円分		
公売財産の概要および利用状況等の　内　容	1　出資金は、預金や株式等とは根本的に異なり、貯蓄や投資目的でいつでも現金化できるものではありません。 2　出資金については、毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。ただし、配当金は業績に応じて支払われるもので、配当が保証されているわけではありません。 3　信用金庫法第10条（会員たる資格）の規定に該当していることが必要となります。 ・信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、個人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者は除くものとし、法人事業者にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。 （1）尾西信用金庫の地区内に住所または居所を有する者 （2）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者 （3）尾西信用金庫の地区内において勤労に従事する者 （4）尾西信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 および尾西信用金庫の役員 4　買受人は、加入にあたっては尾西信用金庫の承認を得る必要があります。詳しくは、尾西信用金庫総務部までお問合せください。なお、尾西信用金庫の承認が得られない場合には、売却決定を取消します。 5　一宮市は、売却決定期日後に「売却決定通知書」を買受人に交付します。権利移転の手続きは、買受人自身で行っていただくことになります。		